

学校図書館には、専任・専門 ・正規の職員が必要です

府教委の『基本方針』自身が、この間の図書館業務専任廃止・非常勤職員首切りによる矛盾を認める

『学校図書館運営体制の基本方針』の概要

4月28日付で教職員人事課より出された『学校図書館運営体制の基本方針』（以下『基本方針』）は、平成22年度「府立学校に対する指示事項」で3月発行予定とされていたもので、①「学校図書館の活用促進及び読書教育を図るために各府立学校において目指すべき姿をモデル的に示したものであり、運用にあたっては各校長のリーダーシップの下に各学校の実情を踏まえ取り組みたい。」②「学校図書館の運営体制が十分に確立されていない学校においては、今後、早期に校内体制を確立するための取り組みについて検討を始める（仮称）」③「学校図書館運営委員会（仮称）及び学校図書館担当者（仮称）については、名称に関わりなくその機能において、既に校内で同様のものが設置されている場合は、既設のものを活用するなど効果的な運用を図りたい。」と記されています。

『基本方針』の中では、「はじめに」で「平成21年4月から実習助手の図書館業務専任を廃止し、図書館業務全体を分掌業務として全教職員の協力のもとに分担して行うよう、改めたところであるが、そのことによって、各学校において学校図書館の運営状況にばらつきが生じている」なか、「図書館の運営体制が早期に確立され、校内の全教職員が協力しながら、学校図書館機能の維持・活性化を図ることができるよう、取りまとめ」とするなど、実習教員定員削減・図書館業務専任廃止・非常勤職員350人首切りなど、この間の橋下知事・府教委の施策が現場を混乱させ、図書館教育を後退させていることを認めるものとなっています。

具体の体制については、「図書館運営委員会に、運営委員長、委員、図書館担当、担当者置き」き、「学校長の指示を受け、学校図書館の運営管理を行うとともに、図書館行事の企画・実施、学年・教科等との協力調整など」を行うとしています。また、「運営委員長の選任にあたっては、司書教諭を活用することが望ましい」などとしています。

図書館には、専任職員が必要です

そもそも学校図書館には、専任・専門・正規の職員が必要です（これまで実習教員が担っていました）。仕事の多忙化が進むなか授業や担任、クラブ等を持つ司書教諭では腰を据えた図書館教育や利用指導、教科や分掌等との連携、独自の行事運営など取り組めるものではありません。まして、図書館資料の管理、利用サービス業務に関しては専門的知識と経験が必要です。また、現在各学校にいる司書教諭は、「図書館業務」を専門的に行う「教諭」として配置されているものではありません。

府教委の『基本方針』が示す「イメージ図」そのものが、学校図書館主担者の事例として「実習助手」を記していること、「業務分担例」をみても、これまでの経験も資格もある実習教員を専任とすることが現状ではベストであることは明らかです。府教委は「実習助手配置基準」を撤回し、必要な職員を配置すべきです。また、専任・専門・正規の「学校司書」の法制化を求めます。

職場では十分な議論を

いつでも、安心して、ゆつたりと読書・勉強・情報収集が出来る学校図書館とするために、各職場でこの『基本方針』に示された図書館運営委員会を名目だけのものとさせないためにも、「実習助手」の配置も含めて十分な議論が必要です。

